

## 川西市地方就職支援金に係る申請要件の該当状況について

川西市地方就職支援金の申請に当たっては、以下の要件の全てに該当している必要があります。

	要件の種別	要件
移住等に関する要件	移住元に関する要件	<p>(1) 大学等の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条件不利地域を除く。以下同じ。）のキャンパスに原則4年以上在学し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、就職活動等に係る経費（交通費）については、在学中（卒業見込み）の場合も対象とする。</p> <p>(2) 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内に継続して在住していること。</p>
	移住先に関する要件	<p>(1) 本市へ転入したこと。ただし、就職活動等に係る経費（交通費）については、兵庫県内に所在する企業に就職することが内定している場合も対象とする。</p> <p>(2) 令和6年4月1日以後に本市に転入したこと。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、令和6年4月1日以後に県内市町に移住する意思を有していること。</p> <p>(3) 支援金の申請日から5年以上、本市に継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に要件を満たす企業等に就職し、かつ本市継続してに居住する意思を有していること。</p> <p>(4) 地方就職学生支援金の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に就職活動等に係る経費を申請する場合は、就業開始予定日前1年以内であること。</p>
	その他の要件	<p>(1) 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと。</p> <p>(2) 日本人であること又は外国人のうち永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有する者であること。</p> <p>(3) 市が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。</p>

就職に関する要件	就業先に関する要件	<p>(1) 勤務地が兵庫県内に所在する企業等に、東京都内に本部がある大学等の東京圏内のキャンパスに原則4年以上在学し、卒業・修了してから1年以内に就職していること。ただし、在学中に就職活動等に係る経費（交通費）を申請する場合は、就業開始予定日前1年以内であること。</p> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者、性風俗関連特殊営業者、接待業務受託営業者でないこと。</p> <p>(3) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。</p> <p>(4) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。</p>
	就業条件等に関する要件	<p>(1) 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に就職活動等に係る経費（交通費）を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。</p> <p>(2) 当該地域への勤務地限定型社員としての採用であること。ただし、在学中に就職活動等に係る経費（交通費）を申請する場合は、当該地域への勤務地限定型社員としての採用予定であること。</p>

※東京圏：埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。

※条件不利地域：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。